

森林の恩恵・森林資源の循環利用啓発パンフレット作成業務  
プロポーザル実施要領

目次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	参加資格要件	1
4	実施スケジュール（予定）	2
5	提出資料	2
6	質疑回答	3
7	提出書類等	3
8	選定方法	4
9	その他注意事項	5
10	問い合わせ先（事務局）	6

別紙 審査項目

令和4年5月25日

宍 粟 市

産業部森林環境課

## 1 趣旨

---

本実施要領は、「森林の恩恵・森林資源の循環利用啓発パンフレット作成業務」（以下、「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザルにより特定するにあたり、選定方法、その他必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

---

- (1) 番号 宍産森委第 040301 号
- (2) 業務名 森林の恩恵・森林資源の循環利用啓発パンフレット作成業務
- (3) 業務内容 「森林の恩恵・森林資源の循環利用啓発パンフレット作成業務仕様書」を参照
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和 4 年 9 月 30 日まで
- (5) 履行場所 宍粟市内において本市が指定する場所（別途、仕様書による）
- (6) 委託上限額 1, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む）  
※本業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格についてはこの範囲内で別途算定する。
- (7) 契約方法 単年度契約
- (8) 発注者 宍粟市長
- (9) その他 本業務に係る詳細事項については、別途仕様書に定めるものとする。

## 3 参加資格要件

---

本プロポーザルに参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。（基準日は公募開始日とする。）

### (1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ 公募開始日から委託契約締結の日までの期間に、宍粟市指名停止基準に基づく競争入札参加停止期間が含まれていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生申立開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
- エ 宍粟市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、参加申請書提出期日までに登録完了した者も可とする。
- オ 宍粟市入札参加資格者名簿に県内事業者として登録されている者で、印刷業「デザイン・編集」に登録している者であること。ただし、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。
- カ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。

キ 宍粟市暴力団排除推進条例第2条第1項第3号、第4号に該当しない者であること。

#### 4 実施スケジュール (予定)

令和4年5月25日(水)	公募開始
令和4年6月1日(水)【正午必着】	質疑締切
令和4年6月2日(木)【午後1時以降】	質疑回答(市ホームページ掲載)
令和4年6月7日(火)【午後5時必着】	公募型プロポーザル参加申請書提出期限
令和4年6月16日(木)【午後5時必着】	企画提案書類等の提出期限
令和4年6月23日(木) 予定	審査結果通知
令和4年6月下旬 予定	契約締結

#### 5 提出資料

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び宍粟市契約規則他の関係法令を理解・遵守の上で、以下の提出資料を期限までに提出することとする。各様式については、公告に定めた様式とする。

資料番号	提出書類名	様式	提出部数	提出期限	提出方法
1	質問書	1	1	令和4年6月1日 正午	電子メール・FAX
2	公募型プロポーザル参加申請書	2	1	令和4年6月7日 午後5時	持参又は郵送
3	企画提案書類	—	—	令和4年6月16日 午後5時	持参に限る
	a 公募型プロポーザル資料送付書	3	1		
	b 業務工程表	4	7		
	c 積算内訳書	任意	7		
	d 表紙デザイン案	任意	7		
	e 類似実績書類等	任意	7		
4	宍粟市暴力団排除推進条例に係る誓約書及び役員調書	別紙	1	令和4年6月16日 午後5時	持参に限る
5	辞退書	5	1	—	持参又は郵送

※ 書面による審査のみを実施し、プレゼンテーション審査は実施しない。

##### (1) 提出方法

原則、上記の提出方法によること。

郵送による提出の場合は、郵送書留又は簡易書留郵便によること。

持参による場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする(正午から午後1時まで

を除く)。

なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

## 6 質疑回答

---

### (1) 提出期限

令和4年6月1日(水) 正午

### (2) 提出方法

質問書(様式1)により電子メール又はFAXにて提出すること。いずれの場合も質問書の提出後に電話で到着確認を必ず行うこと。なお、電話、来訪などによる口頭での質問は受け付けない。

ア 電子メールによる場合は、「森林の恩恵・森林資源の循環利用啓発パンフレット作成業務について」と表題を記載すること。

### (3) 提出先

事務局(10 問い合わせ先を参照)

### (4) 回答方法と内容

令和4年6月2日(木) 午後1時以降、市ホームページに掲載する。

個別には回答しない。

※市ホームページURL : <https://www.city.shiso.lg.jp>

質問した会社名等は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

## 7 提出書類等

---

### (1) 公募型プロポーザル参加申請書

参加意向のある者は、「公募型プロポーザル参加申請書(様式2)」を下記の方法により提出すること。

#### ア 提出期限

令和4年6月7日(火) 午後5時

#### イ 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6  
宍粟市産業部森林環境課環境企画係

### (2) 企画提案書類

資料番号3のa 公募型プロポーザル資料送付書(様式3)は1部、b~eの資料については7部提出し、うち1部は会社名等を記載し、6部については、提出者を特定することができる内容の記述を記載しないこと。提出資料中、提出者を特定できる箇所には黒塗りをする場合がある。

a 公募型プロポーザル資料送付書(様式3)

b 業務工程表(様式4)

c 積算内訳書（任意様式）

積算内訳の様式は任意とするが、必ず業務内容ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。

d 表紙デザイン案（任意様式）

「表紙デザイン案」は、A4版、上質紙70kg以上、フルカラー、175線以上で作成すること。

※後述 e のいずれかの書類提出に関わらず、全提案者提出すること

e 類似実績書類等（類似実績書類もしくは当業務のパンフレットデザイン案）

・類似実績書類

過去に国及び地方自治体等から受注し作成したパンフレット2種類提出すること。提出するパンフレットについては、「森林の恩恵・森林資源の循環利用啓発パンフレット作成業務仕様書」の目的及び別紙「森林の恩恵・森林資源の循環利用啓発パンフレット作成業務審査項目」を確認のうえ選定し提出すること。提出部数のうち1部は会社名等を記載すること。

（例）ふるさと納税パンフレット、観光パンフレット、環境保全啓発パンフレット

その他当業務の参考となるパンフレット等

・当業務のパンフレットデザイン案

「森林の恩恵・森林資源の循環利用啓発パンフレット作成業務仕様書」の5業務内容の「パンフレット構成」を参考に当業務のパンフレットデザイン案を作成し提出すること。ただしページ数は問わない。提出部数のうち1部は会社名等を記載すること。

※ 類似実績書類(2種類)もしくは、当業務のパンフレットデザイン案(1案)のいずれかを提出すること。

※ 類似実績書類もしくは、当業務のパンフレットデザイン案は同一の審査項目において審査を実施し、いずれの提出であっても加点・減点を行わない。

ア 提出期限

令和4年6月16日（木）午後5時

イ 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市産業部森林環境課環境企画係 ※持参に限る。

(3) その他注意事項

ア 提出書類について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

イ 提案は1者につき1案とする。

ウ 企画提案書類の提出後に市の判断で補足資料の提出を求めることがある。

## 8 選定方法

---

(1) 選定方法

ア 選定委員会による選定

本業務における受託候補者の特定は、本業務プロポーザル選定委員会を設置し、企画提案書の内容等について、事務局で定めた審査項目に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定する。合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。(別紙審査項目を参照)

イ 審査における最低基準点を満点の60%とし、評価が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を業務受託候補者とする。なお、評価点が基準点に満たない場合は失格とし、プロポーザル参加者が1者のみの場合も同様とする。

ウ 審査の評価点が同点の場合は、見積価格が低い提案者を上位とする。さらに、見積価格も同額の場合は当該提案者にくじを引かせて落札者を決定する。

エ 辞退する場合は、速やかに辞退書(様式5)を提出すること。

オ 選考結果に関する問い合わせには、一切応じないものとする。

## (2) 選定結果の通知

ア 選定委員会による選定終了後、市ホームページにて公表するとともに、提案者全員に文書による通知を行う。

市ホームページによる公表は、受託候補者については名称及び評価点数とし、次点以下の者については評価点数のみとする。(提案者名は公表しない。)

イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

ウ 受託候補者に特定された者以外の者は、非特定理由について上記アの通知日の翌日から起算して7日以内(土・日曜日、祝日を除く)に書面(任意様式)により、市長に説明を求めることができる。なお、非特定理由については、当該提案者の非特定理由、及び評価項目ごとの評価点を文書により回答することとする。

## (3) 契約

特定された受託候補者と、評価した企画提案書類と仕様書等を基に協議を行ったうえで、契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。

なお、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

## (4) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、宍粟市契約規則第30条に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することが出来る。

## 9 その他注意事項

---

(1) 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とする。また、提出された関係書類は、返却しない。

(2) 提出された書類は、このプロポーザル審査以外には使用しない。

(3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

(4) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。

(5) 参加申請後又は企画提案書類の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書(様式

- 5) を提出すること。
- (6) 業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。
- (7) 無効となるプロポーザル
- ア 参加資格要件を満たしていない場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
  - オ 本プロポーザル業務の内容に関して、選定委員会の委員と接触があった場合
  - カ 同一提案者が2案以上の企画提案書類を提出した場合
- (8) 失格となるプロポーザル
- ア 提案内容の如何に関わらず、上限額を超えた見積の場合
  - イ 審査基準で設定する基準点を下回った場合
- (9) 個人情報保護
- 業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (10) 守秘義務
- 受託者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。
- (11) 提出された書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

## 10 問い合わせ先（事務局）

---

宍粟市産業部森林環境課環境企画係

所在地：〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 本庁舎 2 階

電話番号：0790-63-3065 FAX：0790-63-1282 E-mail：kankyokikaku-kk@city.shiso.lg.jp

別紙 「森林の恩恵・森林資源の循環利用啓発パンフレット作成業務審査項目」

審査項目		審査の視点
見積価格		見積金額は妥当か。
スケジュール		事業工程は、無理の無い工程が取られているか。
表紙デザイン案	表紙	当事業の目的に沿った、興味を引く表紙デザインが採用されているか。
類似実績書類 もしくは パンフレット案	レイアウト	パンフレット中面は、イラスト・写真・図式化等を使用し、見やすくわかりやすいものとなっているか。
	汎用性	フォントや色使いは、ユニバーサルデザインを考慮しているか。
	内容	興味を引くタイトルやコピーライティング等が採用されているか、また説明文はわかりやすいものとなっているか。
	全体	全体の統一感や配色の使い分けにより、1つの冊子としての完成度が高いものとなっているか。

※ 最低基準点を満点の60%とし、下回る提案は失格とする。